

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

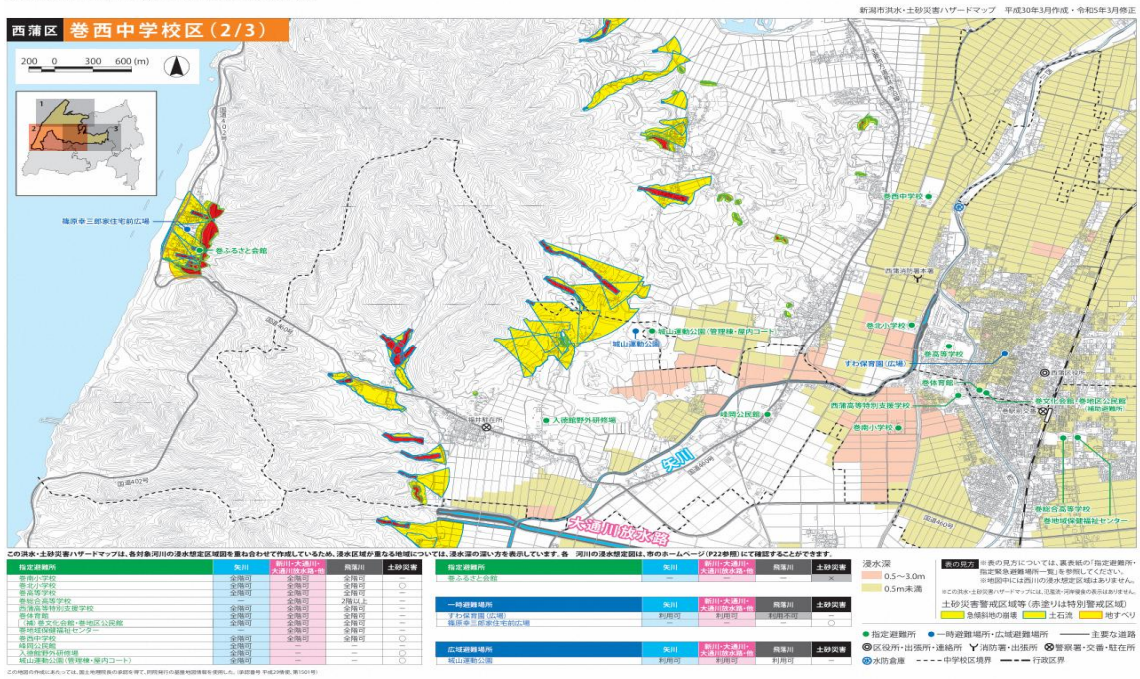
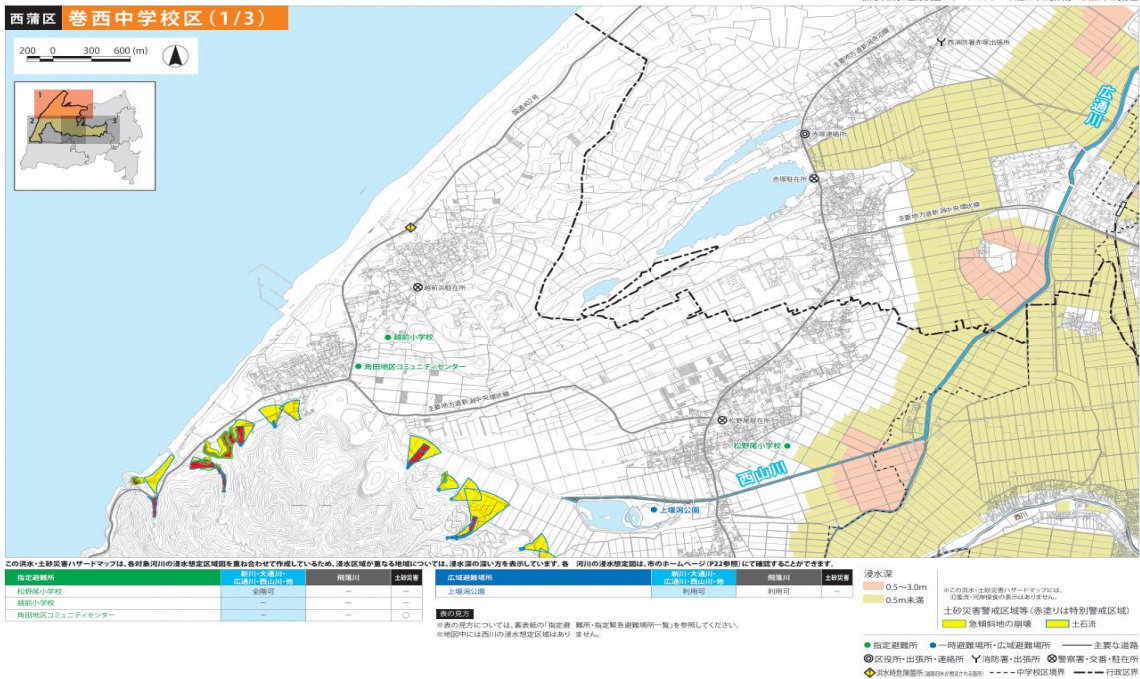
I 現状

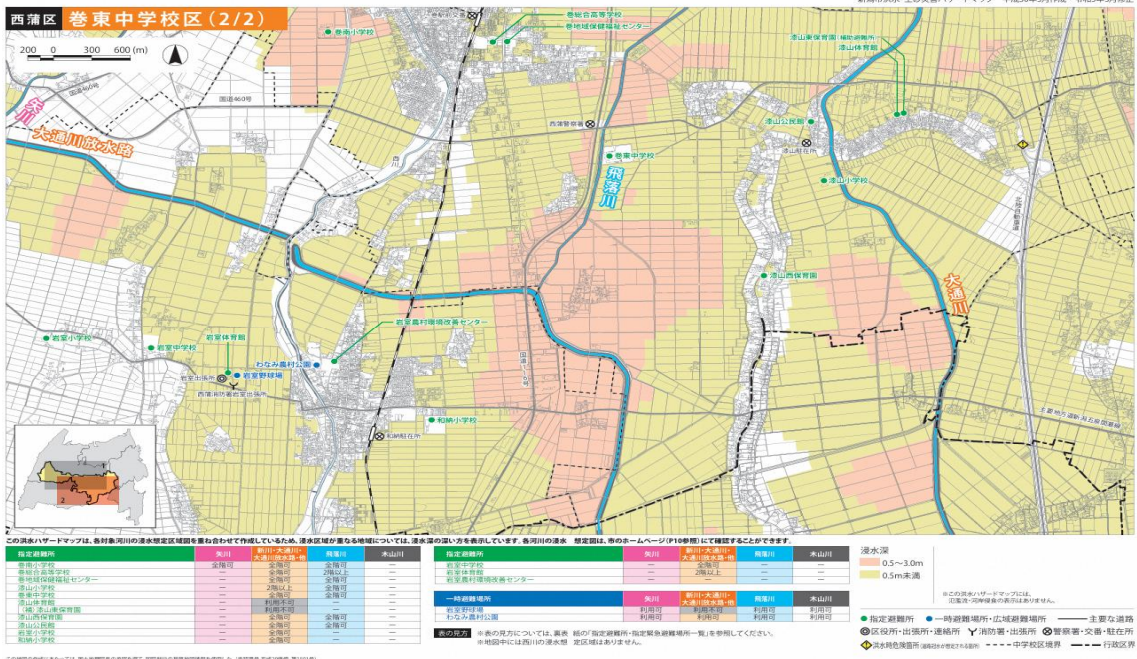
(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

・「新潟市総合ハザードマップ（中学校区版）」に基づく災害等リスクは以下のとおりです。

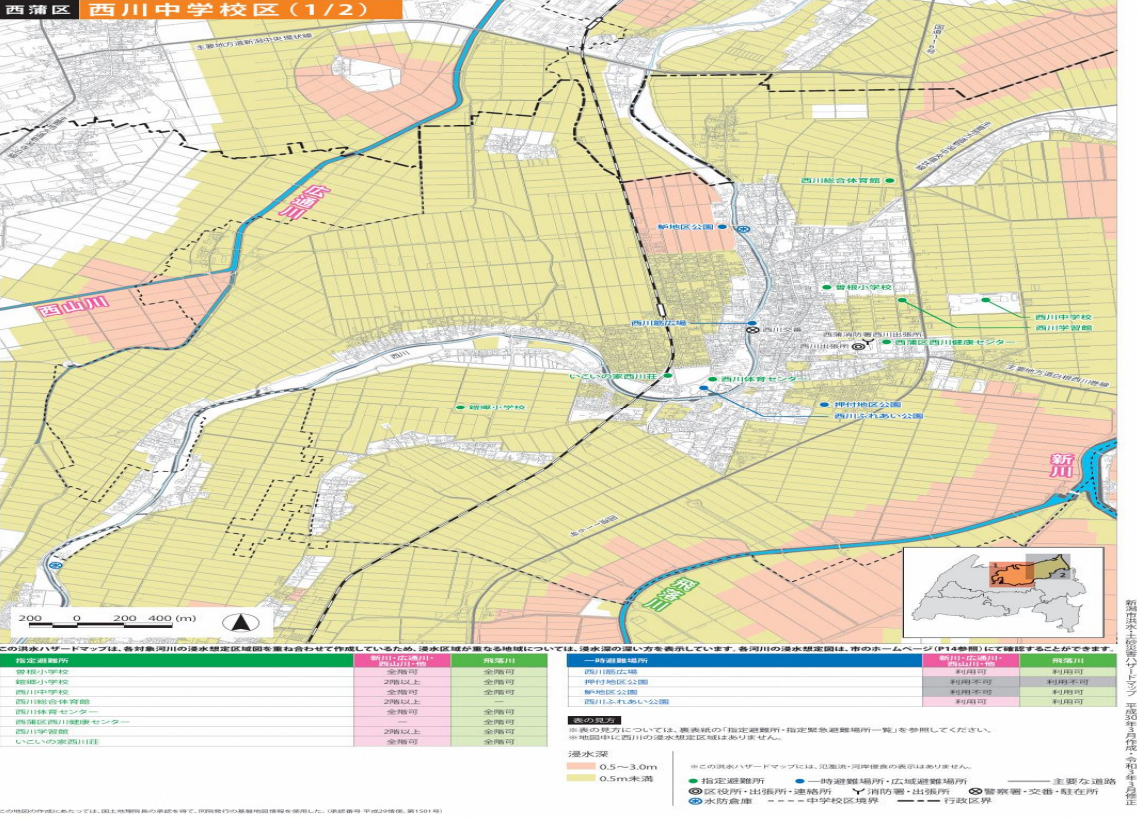
【図①②③ 新潟市ハザードマップ（洪水・土砂災害）巻西中学校区】



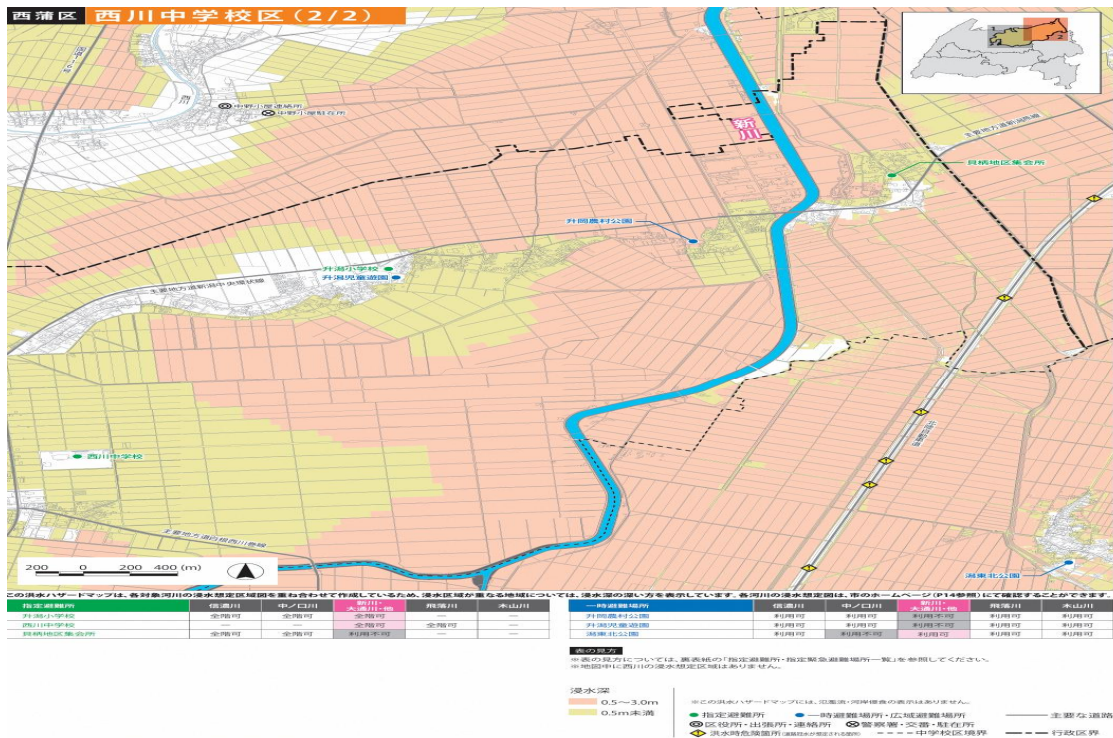


・河川の増水による洪水リスクとして、当中学校区の広い範囲で 0.5m~3.0mの浸水深が想定される。また、角田山麓地域においては土砂災害警戒区域等(赤塗りは特別警戒区域)に設定されており、急傾斜地の崩壊や土石流が懸念される。

【図⑥⑦ 新潟市ハザードマップ(洪水・土砂災害) 西川中学校区】

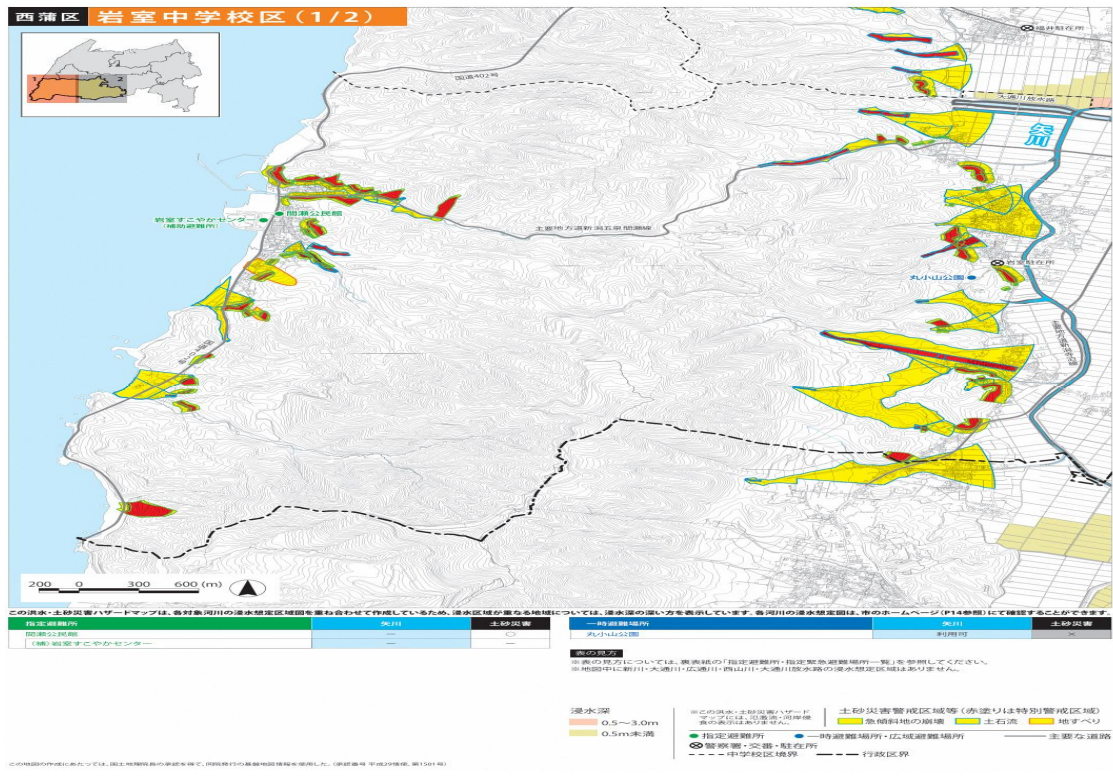


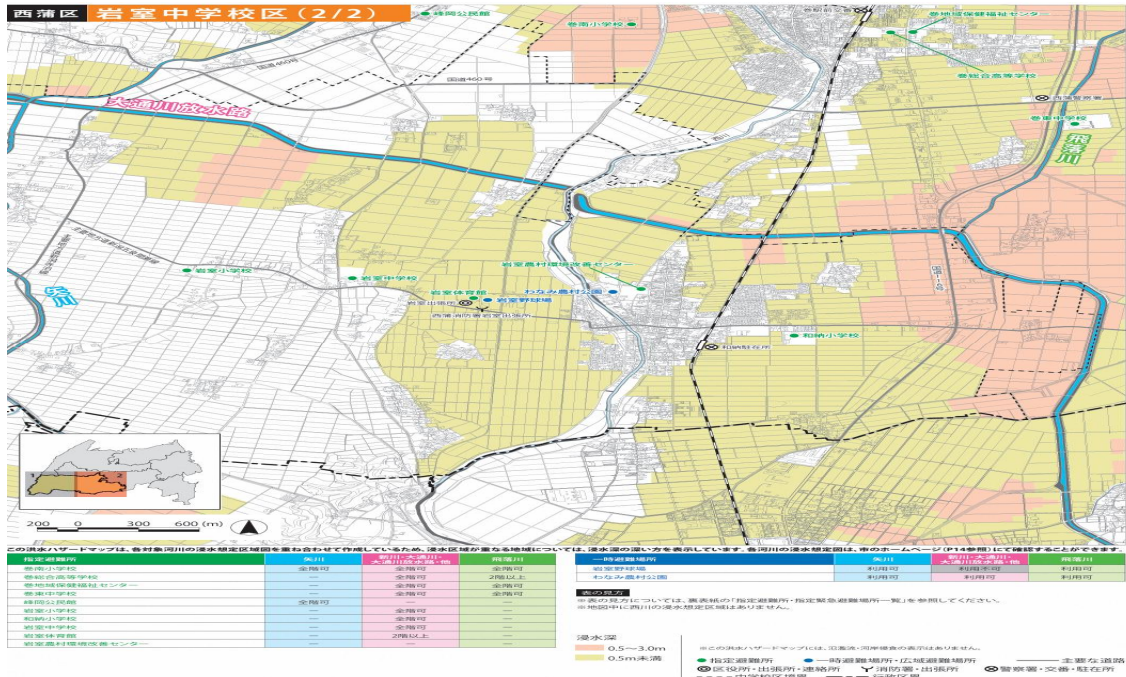
新潟市環境文化センター
〒951-8501 新潟市西蒲区西川江1-1-1



・河川の増水による洪水リスクとして、当中学校区の広い範囲で 0.5m～3.0mの浸水深が想定される。西川の浸水想定区域はない。

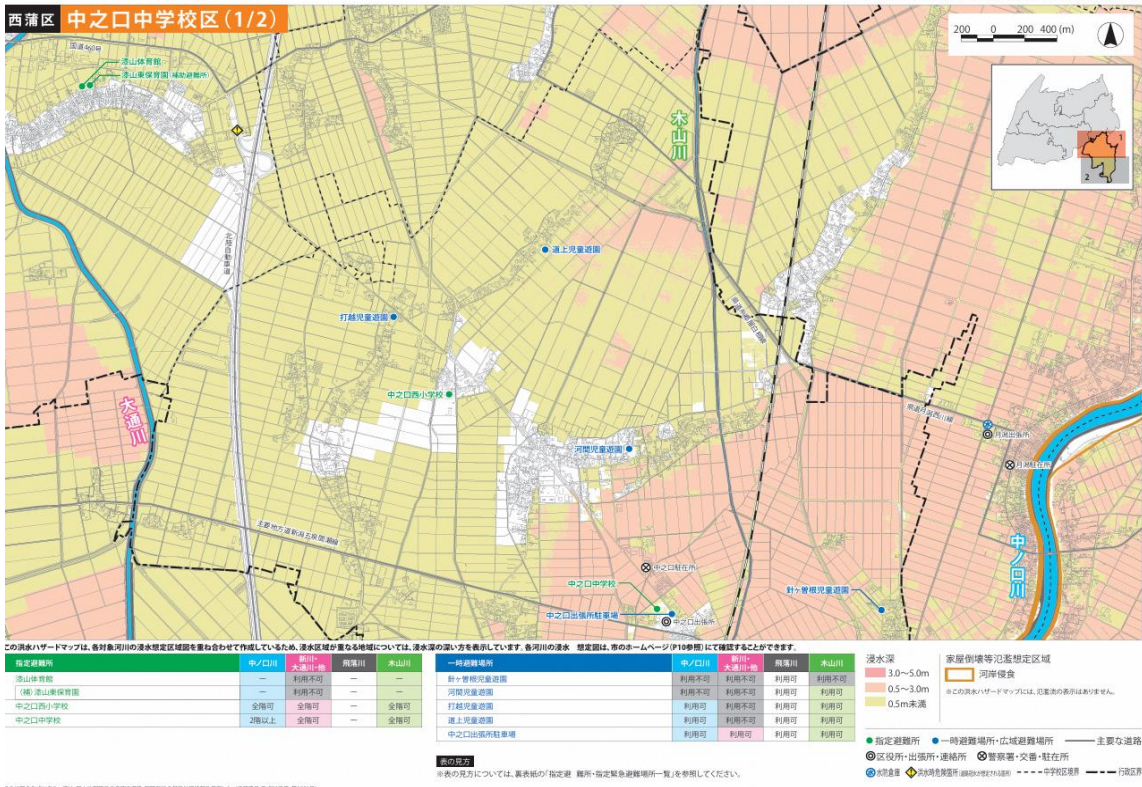
【図⑧⑨ 新潟市ハザードマップ (洪水・土砂災害) 岩室中学校区】

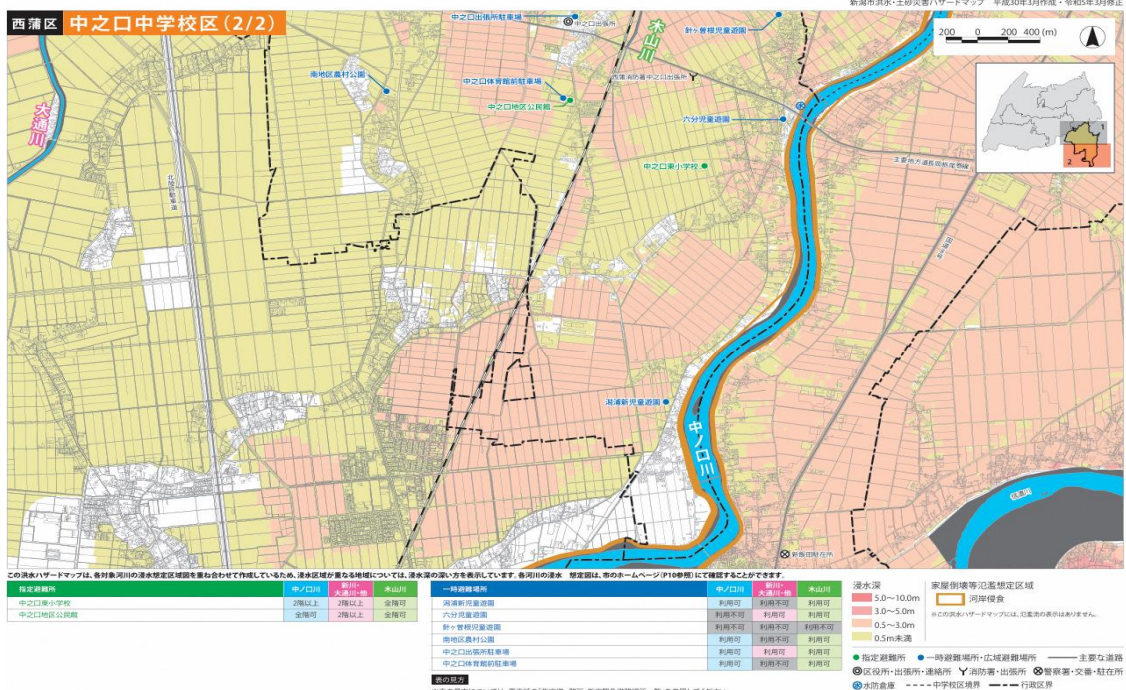




・河川の増水による洪水リスクとして、当中学校区の広い範囲で 0.5m～3.0mの浸水深が想定される。また、沿岸部及び多宝山麓集落においては土砂災害警戒区域等（赤塗りは特別警戒区域）に設定されており、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが懸念される。

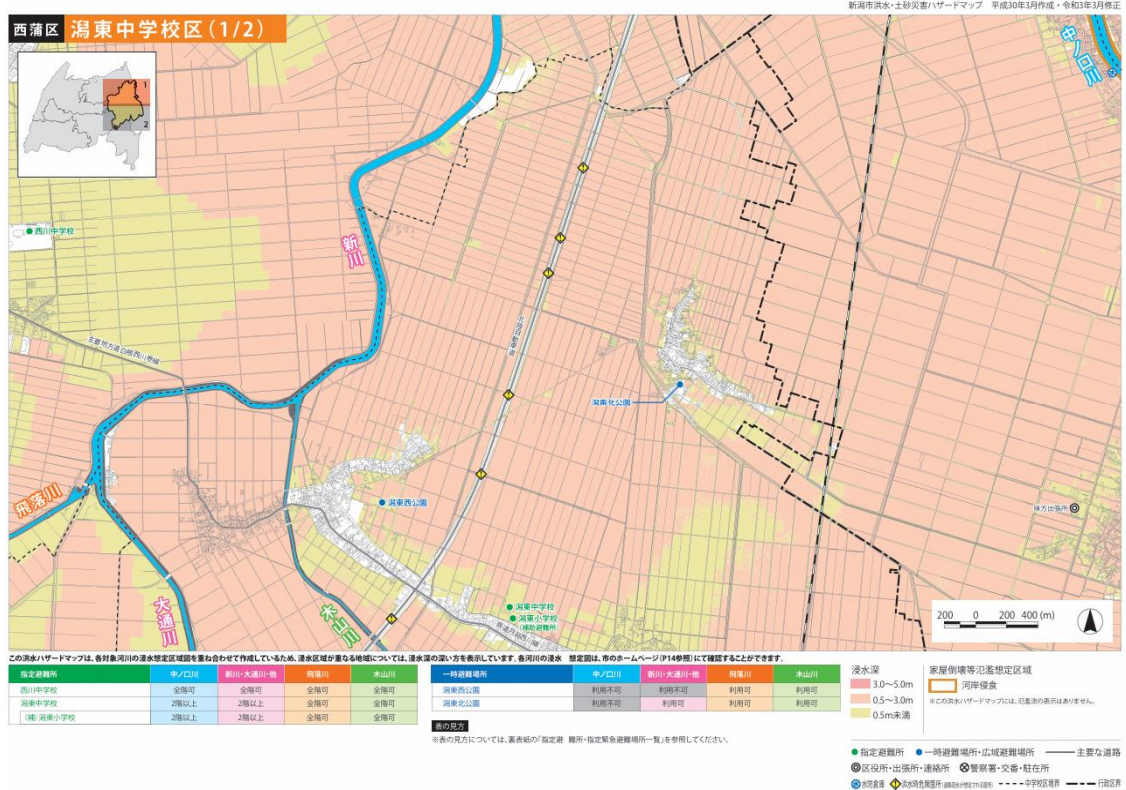
【図⑩⑪ 新潟市ハザードマップ（洪水・土砂災害）中之口中学校区】





・河川の増水による洪水リスクとして、当中学校区の広い範囲で 0.5m~3.0mの浸水深が想定されている。また、中ノ口川に面した場所は家屋倒壊等氾濫想定区域に設定されており、河川侵食が懸念される。

【図⑫⑬ 新潟市ハザードマップ (洪水・土砂災害) 潟東中学校区】



(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2,146 人
- ・ 小規模事業者数 1,912 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	521	506	管内に広く分布している
製造業	316	275	管内に広く分布している
卸売業	51	37	管内に広く分布している
小売業	399	338	管内に広く分布している
飲食店・宿泊業	184	171	管内に広く分布している
サービス業	564	499	管内に広く分布している
その他	111	86	管内に広く分布している
合計	2,146	1,912	

「出所：商工会基幹システム：新潟にしかん商工会商工業者名簿（令和7年4月1日時点）」

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組

- ・ 新潟市地域防災計画の策定
- ・ 新潟市国土強靱化地域計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 新潟市感染症予防計画の策定
- ・ 応急対策マニュアルの策定
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 新潟市総合ハザードマップの作成
- ・ 自主防災組織の充実
- ・ 他自治体との災害協定の締結

2) 当会の取組

- ・ 危機管理マニュアルの策定
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定支援（新潟県商工会連合会「事業継続力強化支援加速化事業」の実践）
- ・ 損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（懐中電灯、軍手、消耗品等）の備蓄
- ・ 新潟市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は以下のとおりである。

・ 商工会報やセミナーを開催してBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの重要性が伝わっておらず、地域内のほとんどの小規模事業者が自然災害等のリスクに対する事前対策を行っていないのが現状である。また、サプライチェーンの重要性を痛感している小規模企業の中には取引先からBCP策定を提案されているにも関わらず未作成の事業所が多い。小規模事業者では人材等の経営資源の不足が挙げられるとともに、日々の社業に忙殺され事前対策にまで手が回らない状況にある。

・ 地域内小規模事業者に対して予防接種の推進や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の

必要性を周知するなどが必要である。

- ・新潟にしかん商工会危機管理マニュアルが策定されているものの、内部体制の記載にとどまり、当会と当市との協力体制の重要性や具体的なマニュアルが整備されていない。職員への運用方法の周知徹底も不十分である。また平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・県内商工会の人事交流の推進により、新潟市西蒲区に住居をもつ職員が少なくなり、災害時に即応できない状況になることも課題である。

Ⅲ 目標

- ・地域内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また、感染症発生時には直ちに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和7年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・職員による巡回指導や窓口指導時にハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政支援策の活用等）について説明する
- ・商工会報や市広報、商工会ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマやフェイクニュースに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年に商工会危機管理マニュアルを作成し、必要に応じて内容を随時更新する。

3 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4 フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・本策定の支援計画について状況確認や改善点等について当市及び当会との間で協議する。

5 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（例. 震度6以上）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や国道状況等)を当会と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する 等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

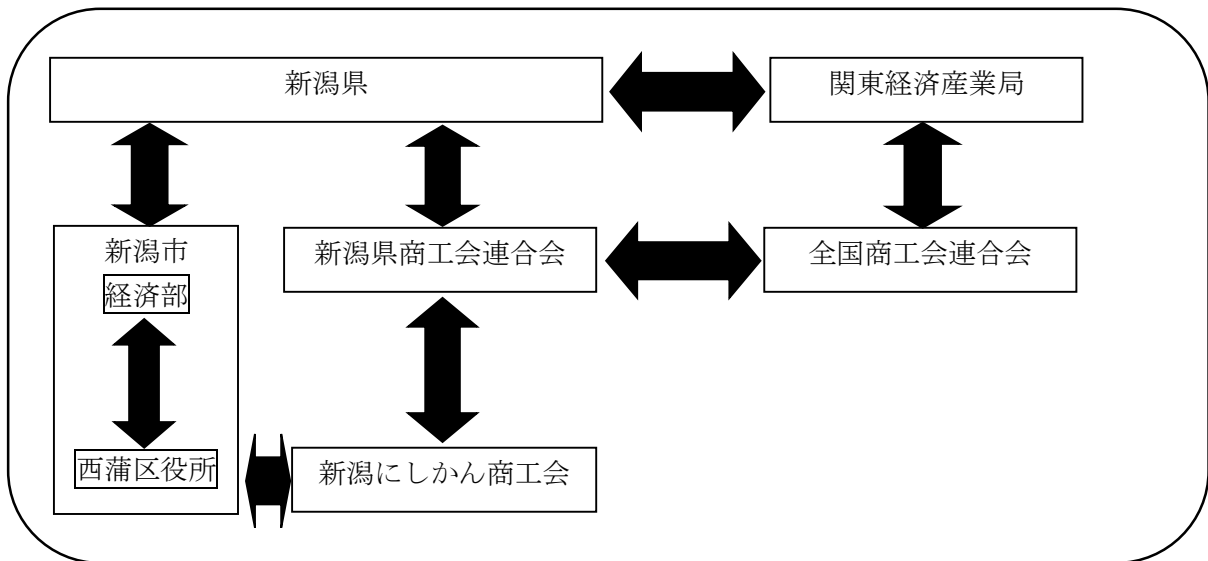
期間	情報共有の間隔
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	状況を勘案しながら適宜共有する

- ・当市で取りまとめた「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

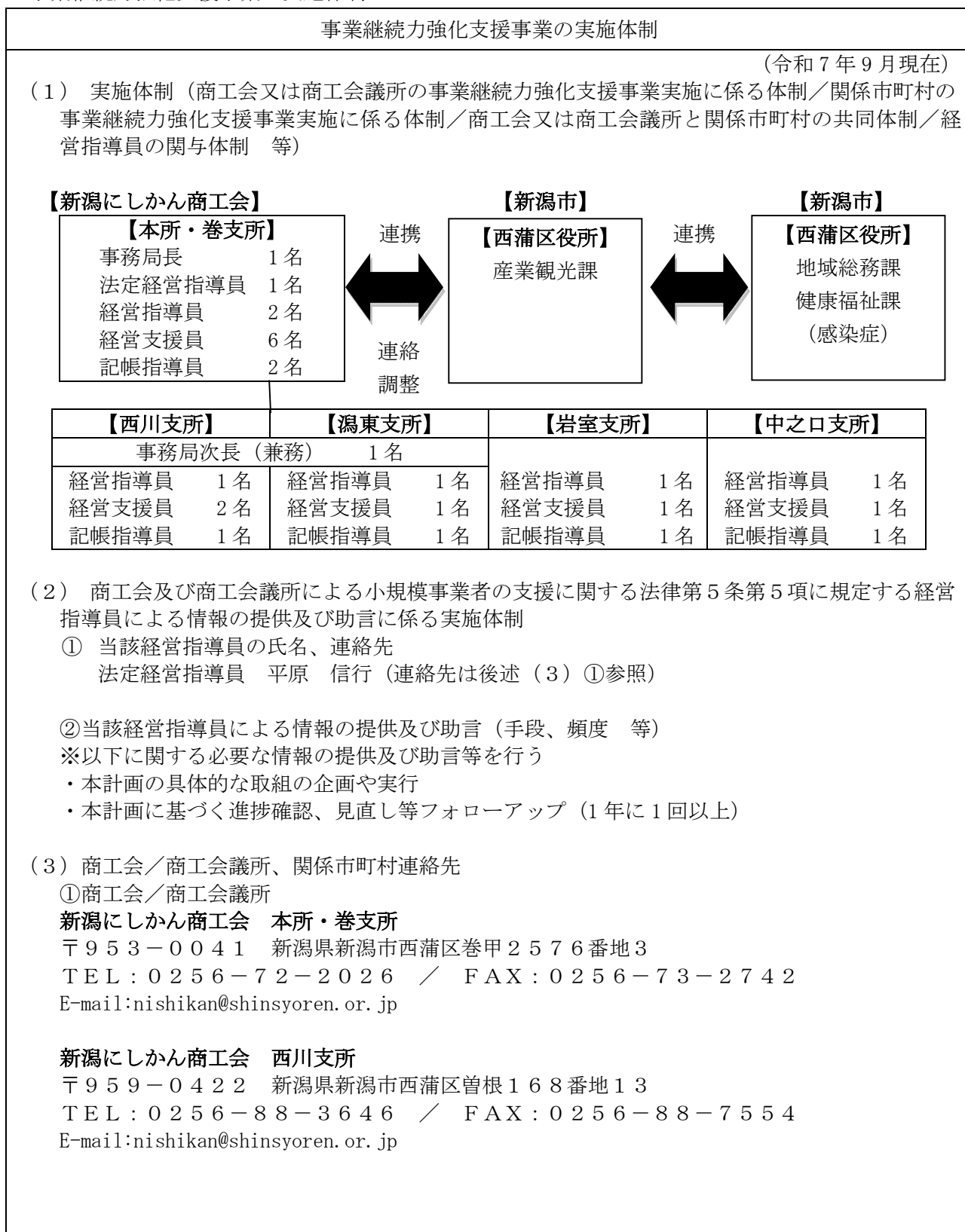
- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



新潟にしかん商工会 岩室支所

〒953-0132 新潟県新潟市西蒲区西中889番地1

TEL: 0256-82-3209 / FAX: 0256-82-5010

E-mail: nishikan@shinsyoren.or.jp

新潟にしかん商工会 中之口支所

〒950-1327 新潟県新潟市西蒲区中之口688番地1

TEL: 025-375-4181 / FAX: 025-375-5224

E-mail: nishikan@shinsyoren.or.jp

新潟にしかん商工会 潟東支所

〒959-0505 新潟県新潟市西蒲区三方24番地

TEL: 0256-86-2129 / FAX: 0256-86-2964

E-mail: nishikan@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

新潟市西蒲区役所 産業観光課

〒953-8666 新潟県新潟市西蒲区巻甲2690番地1

TEL: 0256-72-8454 / FAX: 0256-72-6022

E-mail: sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・備蓄品等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新潟市補助金、新潟県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし